

遠野市監査委員告示第3号

平成26年3月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により国民健康保険直営診療所に係る随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

遠野市監査委員 荒川 栄悦

平成25年度国民健康保険直営診療所に係る随時監査結果報告書

1 監査の目的

国民健康保険直営診療所に係る法第 199条第 4 項の規定に基づく定期監査は平成25年10月11日に実施済みであるが、県内の国保病院で院内の医薬品に係る不正事案が発生したことから、監査未実施である国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）に係る医薬品の在庫管理状況について随時監査を実施した。

2 監査対象事項

平成25年度国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）歳出（2 款医業費 1 項医業費 3 目医薬品衛生材料費）の執行状況、医薬品の在庫管理状況及びつり銭の保管状況について

3 監査の実施期日

(1) 中央診療所

平成26年 2 月28日（金）午後 3 時から午後 4 時40分まで

(2) 宮守歯科診療所

平成26年 1 月31日（金）午後 6 時30分から午後 7 時30分まで

4 監査対象部課

中央診療所及び宮守歯科診療所

5 監査の方法

所管課より提出された関係書類に基づき、担当職員等が行う医薬品の在庫確認・管理状況について立会い及び説明聴取を行い、それに基づき関係書類の監査を実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 医業費の予算執行が適正、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げるように事務が行なわれているか。
- (2) 医薬品の在庫管理が適正に行なわれているか。
- (3) 医薬品の在庫確認が適正な時期に行なわれているか。
- (4) つり銭の管理がつり銭取扱規定に基づき適正に行なわれているか。

7 監査の結果

監査の結果については、以下のとおりである。

(1) 中央診療所

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

医薬品は中央診療所、小友診療所、附馬牛診療所それぞれに保管されており、昨年 10 月から月末薬品在庫一覧表に基づく在庫数の確認を行っていた。その医薬品受払事務の軽減を図るため、同規模他診療所の事務視察、事務内容の洗い出し、事務フローや役割分担の見直し、分散している中央診療所の医薬品保管場所の改善及び保管方法の工夫による事務効率の向上が望まれる。

つり銭の管理については、前日の現金収入をつり銭に充てていたが、適正に事務が執行されていると認められる。

(2) 宮守歯科診療所

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

昨年 12 月から月末薬品在庫一覧表に基づく在庫数の確認を行っており、保管は適正に行われていたが、今後は薬品受払簿の内容充実、複数の職員による在庫数の確認が望まれる。前日の入金後の現金収入をつり銭に充てていたが、適正に事務が執行されていると認められる。曜日によって診療時間を変えるなど受診しやすい体制の構築、予防医療に力を入れ、住民の健康保持に努めていることは評価できる。